

NO	ページ (はじめ)	ページ (終わり)	該当箇所	意見	回答
1	55	55	第2部 第2章 第1節「避難対策等の推進」 第1項 防災・減災重点目標	【この計画が目指す状態】 ・それぞれの地域・施設等において津波避難対策が確立し、避難所の開設・運営は町内会等と連携し、 弱者対策 が図られている。 を 要配慮者対策 に修正	要配慮者の用語に統一し、修正します。
2	58	58	第2部 第2章 第1節「避難対策等の推進」 第3項 対策 1 地域・住民等及び関係団体を対象とした対策 (7) 避難所運営対策	イ 要配慮者への対応 要配慮者は、外見からは障がいの有無がわからない場合(内臓疾患、聴覚・言語機能障がい等)があるので、・・・、本人から 要援護者 であることを自主的に申出してもらう等により対象者の把握に努める。 を 要配慮者 に修正	要配慮者の用語に統一し、修正します。
3	74	74	第2部 第5章 第1節 3 職員を対象とした対策 (1) 職員の防災教育の実施	c 東海地震 の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容 d 東海地震予知情報 が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 を削除し、 南海トラフ地震に関連する情報(臨時・定例)に関する知識 に修正 (以下、項番号の繰り上げ)	東海地震の予知を南海トラフ地震に関連する情報(臨時・定例)に修正します。
4	141	141	第3部 第1章 第4節「災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用」 ■その他の防災関係機関が実施する対策 <気象庁(津地方気象台)>の実施する対策> 2 緊急地震速報(警報)及び地震に関する情報の発表	(3) 大震法に基づく地震予知情報等 a 東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報を南海トラフ地震に関連する情報(臨時・定例) に修正 b 警戒宣言 を削除	同上かつ警戒宣言は削除します。
5	181	181	第3部 第4章 第2節「要配慮者対策」 第3項 対策 3 避難行動要支援者の避難支援及び生活環境の確保	(2) 要配慮者の生活環境確保 被災して避難所生活を送る 災害時要援護者 の福祉ニーズを把握し、・・・仮設トイレの設置等生活環境の確保を図る。 を 要配慮者 に修正	要配慮者の用語に統一し、修正します。

NO	ページ (はじめ)	ページ (終わり)	該当箇所	意見	回答
6	187	187	第3部 第4章 第6節「防疫・保健衛生活動」 第3項 対策 1 実施体制の確立	(4) 保健活動 ア 保健師活動 要援護者への支援や・・・を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。 を要配慮者に修正	要配慮者の用語に統一し、修正します。
7	197	197	第3部 第5章 第2節「救援物資等の供給」 第3項 ■市が実施する対策 5 物資等拠点の運営	物資等拠点の運営において、市職員だけではたりよいうの救援物資を捌くのは困難と思われるので、専門家の支援の必要があると思いますが、いかがでしょうか。	物資等拠点の運営にあたっては、協定締結団体等から物流専門家の派遣等の協力について追記します。
8	197	197	第3部 第5章 第2節「救援物資等の供給」 第3項 ■市が実施する対策 6 物資等の輸送 (1) 陸上輸送(市民部)	物資等の輸送において、物流事業者の協力を得られる取り組みを検討して頂きたい。	物流事業者の専門家等の協力を得ながら的確な輸送手段を選定することを追記します。
9	232	233	特別対策 東海地震に関する緊急対策 第2項 基本方針 ■共通事項等	3 東海地震に関連する情報を南海トラフ地震に関する情報に修正	東海地震の予知を南海トラフ地震に関連する情報(臨時・定例)に修正します。
10	243	243	特別対策 第2章 第2節 第2項 対策 ■その他の防災関係機関が実施する対策 <日本郵便株式会社の対策> 1 日本郵便株式会社の講じる措置 (1) 強化地域内の郵便局の措置	④ 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に十分配慮する。 を要配慮者に修正	要配慮者の用語に統一し、修正します。